

自主防災組織活動事業費補助金

防災用資機材備蓄事業

組織の規模

補助額

校区自治会自主防災組織

上限額 300,000円

単位自治会自主防災組織

上限額 150,000円

*再交付は、補助金の交付を受けた年度から5ヶ年が経過した団体が、再度必要な資機材を整備する場合に申請できる。

(例：平成28年度の場合、平成20年度～平成22年度に補助金の交付を受けた団体が対象。)

自主防災組織活動事業費補助金

防災活動事業

活動の内容	校区自治会	単位自治会
	上限額	上限額
炊き出し訓練	6万円	2万円
初期消火訓練	6万円	2万円
負傷者等の救出・救護訓練	6万円	2万円
住民の避難訓練	3万円	1万円
防災講話・講演会開催	3万円	1万円
情報収集・伝達訓練	3万円	1万円
防災マップ作成	<ul style="list-style-type: none"> • 原稿作成に対する経費 5万円 • 印刷製本費 世帯数×100円 (上限30万円)	

* 同じ活動の中で2つ以上の項目を実施する場合、2つ目以降の項目は上限額を半額とする。なお、防災マップ作成には適用しない

* 補助金の対象となるものについては、「佐賀市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱」を参照。

自主防災組織活動事業費補助金

補助の例

* 校区単位で組織された自主防災組織が同じ日に

①炊き出し訓練、②初期消火訓練、③防災講話を実施する場合

①炊き出し訓練に対する補助金 60,000円

②初期消火訓練 30,000円(2つ目以降の項目のため半額)

③防災講話 15,000円(2つ目以降の項目のため半額)

① + ② + ③ = 105,000円(補助金上限額)

補助金の対象外となるもの：

補助金交付決定通知書の決定日前に購入されたもの・領収書の宛名が異なるもの・酒・タバコ・お菓子(謝礼用含む)